

20点

※入走者には症状と副賞、全ての応募者に参加記念品を贈ります。

●その他

応募作品は未発表の作品に限ります。

応募作品は原則として返却しません。

●応募・問合せ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西5丁目
日本赤十字社北海道支部
『赤十字絵画コンクール』宛
電話 011-231-7127

ご存知ですか？
「筆界特定制度」

法務局では、平成18年1月20日から筆界特定制度に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

筆界特定制度とは、あなたの大事な土地の正しい境界を、経済的負担を少なく、裁判所の境界確定訴訟より迅速に特定できる制度です。

隣接地との境界が分からなくて困っている方、境界について隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、是非、最寄りの法務局へご相談ください。

【相談窓口】

旭川市宮前通東4155番31

旭川地方法務局登記部門

表示登記専門官

電話 0166-38-1145

稚内市末広5-6-1

稚内地方合同庁舎

旭川地方法務局稚内支局

電話 0162-33-1122

第14回
赤十字絵画コンクール

赤十字は、世界186カ国で、人々の生命と健康を守り、どんな時も人間らしく生活できるよう、災害救護や国際救援などの人道的事業を展開しています。

このたび、道内の児童・生徒を対象に、「赤十字」についてより身近に感じて、活動を理解していただくことを目的に、絵画コンクールを実施します。

●対象

道内の小学校、中学校、高等学校の児童・生徒

●応募作品

①絵画の内容

「赤十字」と聞いてイメージすることを自由に描いてください。

※絵画には必ず『赤十字マーク』を含めてください。

②絵画の寸法

寸法は、八つ切り(270×380ミリ)及び四つ切り(540×380ミリ)とします。(厳守)

③その他

コピーした物、切り抜き、パソコンによる編集等は選考対象外。

●応募方法

作品票(別紙1)に学校名、学年、児童・生徒名、作品名を記入し、1作品ごとに裏面に貼付けしてください。学校単位で応募の場合は、学校用応募用紙(別紙2)にも記入の上、作品と一緒に送ってください。

別紙1、2ともに日本赤十字社北海道支部のホームページからダウンロードすることができます。

●応募締切

平成21年10月23日(金)

●表彰

日本赤十字社北海道支部長賞1点、青少年赤十字北海道指導者協議会長賞2点、優秀賞10点、金賞15点、銀賞

北海道障害者職業能力開発校
入校前適正相談のご案内

北海道障害者職業能力開発校では、平成22年度の入校希望者を対象に障がいや能力に応じた訓練科目が選択できるよう、次のとおり相談を行っておりますので、お気軽にお越しください。

①相談申込先及び相談場所

北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山60番地

電話 0125-52-2774

FAX 0125-52-9177

Eメール shokuno.kunren2@pref.hokkaido.lg.jp

※相談を希望される方は、事前に電話、FAX又はEメールで申し込みください。

②相談期間及び時間

平成21年7月1日から

平成22年3月15日まで

(土・日曜日、祝日及び夏期休日8月1日～8月16日、冬期休日12月26日～1月11日までを除く)

※午前9時30分～、午後13時30分～

③用意する書類

相談を受けられる方は、障害者手帳、療育手帳または障害を確認できる書類をお持ち下さい。

④訓練科目

総合ビジネス科・プログラム設計科・CAD機械科、建築デザイン科・総合実務科

戦没者等のご遺族の皆様へ

特別弔慰金が支給されます

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合、第九回特別弔慰金として額面24万円、6年償還の記名国債が支給されます。

○対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。

2. 戦没者等の子。

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

戦没者等と生計関係を有していた方のうち平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方又は同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

4. 上記3以外の戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記3に該当しない方。

5. 上記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族。

※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○請求期間は、平成21年4月1日から平成24年4月2日までです。

請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので請求漏れのないよう十分ご注意ください。

○お問い合わせ先・請求窓口は、お住まいの市区町村の援護担当課です。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(電話 5-1115)までお問い合わせください。